

「見積金額が同額となった場合の取り扱い」について

- 1 見積金額の同額者が2者以上あるときは、次の方法により技術審査の順位を決定し、その順位に従い技術審査を行います。
 - (1) 同額となった見積提出者に対し、見積書の到達日を基準とし、到達順の番号として「0, 1, 2, 3, ……」と割りあてる。

なお、同日のFAXによる見積提出者は受信順を到着順とする。

また、FAXと同日に郵送による見積提出者があるときはFAXの後順位とし、複数到着した場合は、商号名の五十音順を到着順とする。
 - (2) 次の数字で得られた余りの数字により契約候補者を選定する。

<計算式>
$$\frac{\text{(同額となった契約候補者の3桁のくじ番号の合計)}}{\text{(同額となった契約候補者の数)}}$$

(計算の結果、余りの数字が「0, 1, 2, 3, ……」のうち、いずれかの数字が算出される。)
 - (3) 見積書の到達順の番号と(2)の数式で求められた「余り」が一致した者を最上位(契約候補者)とする。
 - (4) 最上位の番号に1を足した番号の見積提出者を2順位とする。

この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。
 - (5) 2順位の番号に1を足した番号の見積提出者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。
 - (6) 4順位以下は(4)の規定に準じて順位を決定する。
- 2 技術審査の結果、提出した見積書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出した他の者のうち、最低の価格で見積をした者(以下「次順位者」という。)に対し改めて技術審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、1と同様の方法により技術審査の順位を決定し、その順位に従い技術審査を行う。
- 3 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の技術審査は行わない。